

障がい福祉のあんない

～ 各種制度について ～



美唄市保健福祉部地域福祉課

も く じ

税 金

手帳の交付

身体障害者手帳	1
療育手帳	2
精神障害者保健福祉手帳	2

確定申告時の所得控除	10
市民税・道民税	10
個人事業税	10
相続税	10
自動車取得税	10
自動車税・軽自動車税	11
固定資産税の減額	12

医療について

重度心身障がい者医療費助成	3
後期高齢者医療制度	3
自立支援医療 （更生医療）の給付	3
自立支援医療 （育成医療）の給付	4
自立支援医療 （精神通院）の給付	5

交 通

JR旅客運賃・バス運賃・乗合タクシー ・航空運賃・地下鉄等の割引	13
JR通勤定期券の割引	14
タクシー運賃の割引	14
◆福祉タクシー料金助成	14
福祉有償運送	15
◆高齢者等移送サービス	15
じん臓機能障害者通院交通費補助	15
在宅精神障がい回復者 通所施設交通費助成	16
◆特定疾患患者通院費助成	16
有料道路通行料金の割引	16
駐車禁止等除外指定車	17

年金や手当

国民年金（障害基礎年金）	6
障害厚生年金	6
各種共済組合の障害年金	7
特別障害者手当	7
障害児福祉手当	7
児童扶養手当	8
特別児童扶養手当	8
障害者扶養共済制度 （しょうがい共済）	9

補 助 金

◆身体障がい者自動車 運転免許取得費補助	18
◆身体障がい者自動車 改造費補助	18

福祉資金の貸付

生活福祉資金の貸付	18
-----------	----

その他の福祉制度

公共施設使用料金の減免	19
NHK放送受信料の減免	19
NTT使用料金の優遇措置	19
携帯電話使用料の割引	20
郵便料金の優遇措置	20

福祉用具

補装具の交付・借受け・修理	21
自助具の給付	21
日常生活用具の給付	22
車いすの貸し出し	27
◆緊急通報装置の設置	28
◆家族介護用品の支給	28
◆指定ごみ袋の支給	29

くらしの援助

居宅介護（ホームヘルプサービス）	30
行動援護	31
同行援護	31
生活介護（デイサービス）	31
短期入所（ショートステイ）	32

通所支援	32
移動支援	33
意思疎通支援	34
声の広報の発行	34
生活サポート	34
日中一時支援	35
相談支援	35
計画相談支援	35
障がい者相談員	36
こころの健康相談	36
成年後見制度利用支援	37
こども療育広場	37
◆間口除雪	37
福祉除雪	38
◆配食サービス	38

社会復帰のために

美唄市地域活動支援センター	39
美唄つばさの会	39
職業訓練	39
職業安定所の活用	40
空知障がい者就業・生活支援センター 「くわ」	40
障がい児施設	41
日中活動・居住サービス	42

各種窓口

関係機関連絡先	44
---------	----

平成18年7月1日より「美唄市税の滞納に対する制限措置に関する条例」が施行され、納税に対し誠実性を欠く滞納者には行政サービスが制限されることになりました。この冊子の中の◆印の福祉サービスについては、申請時に納税状態を確認いたします。

手帳の交付

身体障害者手帳

地域福祉課地域福祉係

身体障害者福祉法による援助や、各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。申請は市役所4番福祉窓口、手帳に関する交付決定は北海道が行います。有期限の場合は、再認定申請が必要です。また、障がいの状態が変わった場合や、別の障がいがかかる場合などには、再交付申請が必要です。

◇申請に必要なもの

身体障害者手帳交付申請書、指定医師の診断書・意見書
写真（たて4cm×よこ3cm）1枚、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

◇再交付申請に必要なもの

＜紛失・破損の場合＞

身体障害者手帳再交付申請書、身体障害者手帳（破損の場合のみ）
写真（たて4cm×よこ3cm）1枚、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

＜障がい程度が変化した場合、または他に障がいが生じた場合＞

身体障害者手帳再交付申請書、指定医師の診断書・意見書
身体障害者手帳、写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
個人番号（マイナンバー）のわかるもの

◇居住地、氏名が変わった場合に必要なもの

＜市内での転居、氏名の変更の場合＞

身体障害者手帳関係届出書、身体障害者手帳
個人番号（マイナンバー）のわかるもの

＜市外へ転出する場合＞

転出先の市町村の福祉窓口へ届出をしてください。

◇手帳の返還に必要なもの

手帳の交付を受けた方が障がい者ではなくなった場合、または死亡した場合は手帳を返還してください。

身体障害者手帳関係届出書、身体障害者手帳、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

知的障がいのある方が福祉制度のサービスを受けるために必要な手帳です。

18歳未満の方は児童相談所（個人で予約）、18歳以上の方は心身障害者総合相談所（市役所を通して予約）での判定を受けてからの申請となります。なお、障がいの状態を確認するために、数年おきに判定が必要となる場合があります。

◇申請に必要なもの

療育手帳交付申請書、写真（たて4cm×よこ3cm）1枚、印鑑

◇手帳の返還に必要なもの

手帳の交付を受けた方が障がい者ではなくなった場合、または死亡した場合は手帳の返還をしてください。

療育手帳

※手帳の交付を受けた後に手帳の記載事項に変更があった場合は、必ず届出を行ってください。

精神障がいのある方が福祉制度のサービスを受けるために必要な手帳です。申請は市役所4番福祉窓口、手帳に関する交付決定は北海道が行います。有効期間は2年間で、有効期限の3か月前から更新の手続きができます。

◇申請に必要なもの（更新申請の場合も同様です。）

障害者手帳申請書、写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

個人番号（マイナンバー）のわかるもの

①、②のいずれか

①診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

②障害年金を受給している方

障害年金証書の写し、障害年金振込通知書のはがき、同意書

◇居住地、氏名が変わった場合に必要なもの

＜市内での転居、氏名の変更の場合＞

障害者手帳記載事項変更届、精神障害者保健福祉手帳

個人番号（マイナンバー）のわかるもの

＜市外転出する場合＞

転出先の市町村の福祉窓口へ届出をしてください。

※手帳の交付を受けた方が障がい者ではなくなった場合、または死亡した場合は手帳を返還してください。

医療について

重度心身障がい者医療費助成

市民課医療年金係

身体障害者手帳 1～2 級（内部障がい 3 級を含む）、療育手帳の A 判定の交付を受けている方、または重度の知的障がい者と診断された方の入院・通院医療費及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方の通院医療費のそれぞれ自己負担分を助成します。（世帯の課税状況に応じて助成内容が異なります。）

※受給対象となる方の主たる生計維持者に所得制限があります。

◇申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②健康保険証 ③個人番号（マイナンバー）がわかるもの（転入者や、主たる生計維持者が市外在住の場合）

後期高齢者医療制度

市民課医療年金係

65 歳から 74 歳で一定の障がい※がある方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。加入した場合の医療費の負担は原則 1 割負担ですが、一定以上の所得がある方は 2 割（令和 4 年 10 月 1 日施行）または 3 割負担となります。

※一定の障がいとは

身体障害者手帳 1～3 級及び 4 級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の方
療育手帳 A(重度)の方、国民年金法による障害基礎(厚生・共済)年金 1～2 級を受給されている方、または 労働者災害補償保険法などによる障害年金 1～4 級を受給されている方

◇申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②健康保険証 ③本人名義の預金通帳
- ④個人番号（マイナンバー）がわかるもの

自立支援医療（更生医療）の給付

地域福祉課地域福祉係

更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方が日常生活、職業生活などを営む上で必要な能力を獲得するため、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療で、指定医療機関で受ける医療の一部を支給します。支給を受けるためには支給認定を受けなければなりません。

◇支給認定に必要なもの

- ①自立支援医療（更生医療）支給認定申請書
- ②被保険者証等（国民健康保険被保険者証など世帯分）
- ③市町村民税課税証明書

- ・生活保護受給中の場合～直近の保護決定書又は生活保護受給証明書
- ・国民健康保険加入の場合～世帯全員の市町村民税課税証明書
- ・健康保険加入の場合～被保険者の市町村民税課税証明書
- ・その他、上記以外で市町村民税課税状況が確認できるもの
- ④本人の次の収入がわかる書類（③で市町村民税非課税の場合）
 - ・所得証明（合計所得金額がわかるもの）
 - ・年金収入（老齢・障害・遺族）等～振込通知書の写し
 - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等～手当証書、振込通知書の写し等
- ⑤自立支援医療（更生医療）意見書
- ⑥特定疾病療養受療証（人工透析の場合のみ）
- ⑦医療保険の高額療養費で多数該当を証明できる書類（市町村民税課税の場合）
- ⑧身体障害者手帳
- ⑨個人番号（マイナンバー）のわかるもの

※自立支援医療受給者証に記載されている事項に変更がある場合は届出または変更申請が必要になります。

自立支援医療（育成医療）の給付 —————こども未来課こども未来係 （子育て支援センター内）

18歳未満の身体に障がいのある児童を対象に、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療の一部を支給します。支給を受けるためには支給認定を受けなければなりません。

◇支給認定に必要なもの

- ①自立支援医療（育成医療）支給認定申請書
- ②被保険者証等（国民健康保険被保険者証など世帯分）
- ③市町村民税課税証明書
 - ・生活保護受給中の場合～直近の保護決定書又は生活保護受給証明書
 - ・国民健康保険加入の場合～世帯全員の市町村民税課税証明書
 - ・健康保険加入の場合～被保険者の市町村民税課税証明書
 - ・その他、上記以外で市町村民税課税状況が確認できるもの
- ※市町村民税非課税世帯は、保護者の収入状況が確認できるもの
- ④自立支援医療（育成医療）意見書
- ⑤特定疾病療養受療証（人工透析の場合のみ）
- ⑥医療保険の高額療養費で多数該当を証明できる書類（市町村民税課税の場合）
- ⑦個人番号（マイナンバー）のわかるもの

※自立支援医療受給者証に記載されている事項に変更がある場合は届出または変更申請が必要になります。

精神疾患で通院している方の医療の一部を支給します。支給を受けるためには支給認定を受けなければなりません。有効期間は1年間で、有効期限の3か月前から継続支給認定の手続きができます。なお、精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合は、更新の手続きを同時に行えるよう、手帳の有効期限に合わせることもできます。

◇支給認定に必要なもの

- ①自立支援医療（精神通院）支給認定申請書
- ②被保険者証等（国民健康保険被保険者証など世帯分）
- ③市町村民税課税証明書
 - ・生活保護受給中の場合～直近の保護決定書又は生活保護受給証明書
 - ・国民健康保険加入の場合～世帯全員の市町村民税課税証明書
 - ・健康保険加入の場合～被保険者の市町村民税課税証明書
 - ・その他、上記以外で市町村民税課税状況が確認できるもの
- ④本人の次の収入がわかる書類（③で市町村民税非課税の場合）
 - ・所得証明（合計所得金額がわかるもの）
 - ・年金収入（老齢・障害・遺族）等～振込通知書の写し
 - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等～手当証書、振込通知書の写し等
- ⑤自立支援医療（精神通院医療）診断書
（精神保健福祉手帳と同時申請の場合は、1枚の診断書で併用できます。）
- ⑥医療保険の高額療養費で多数該当を証明できる書類
（市町村民税課税の場合）
- ⑦個人番号（マイナンバー）のわかるもの

※自立支援医療受給者証に記載されている事項に変更がある場合は届出または変更申請が必要になります。

受診者の費用負担は「原則医療費の1割負担」ですが、負担軽減のため「世帯」の課税状況や本人の収入によってさらに月額上限額が決められています。また、市町村民税（所得割額）23万5千円以上の「世帯」に属する方については「重度かつ継続」に該当しなければ制度の対象外となります。また、入院時食事療養費は対象外となります。

＊「世帯」～同一の医療保険に加入している家族（特例あり）

＊「重度かつ継続」の対象範囲～

- ①疾病等・・・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害
統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障害、
薬物関連障害（依存症等）
- ②医療保険の高額医療で多数該当者～過去1年間に高額療養制度を4回以上受けた方

年金や手当

国民年金（障害基礎年金）

市民課医療年金係

国民年金加入中（加入をやめても60歳以上65歳未満）の方が、病気やケガで障がいの状態になった場合に支給される年金です。

◇対象者

- ①初診日が20歳以前にある病気やケガが原因で、障がいの程度が国民年金法施行令で定める障害等級1～2級の障がい状態にある方。（本人の所得制限があります。）
- ②初診日が20歳以降にある病気やケガが原因で障がい状態にあり、次の条件を満たしている方。
 - ・保険料の納付条件を満たしている方。
 - ・初診日から1年6か月を経過した日（または、その期間内に症状が固定した日）の障がい程度が国民年金法施行令で定める障害等級1～2級の障がい状態にある方。

※障がい認定日において障がいの程度が軽く、障害基礎年金が受けられなかった方でも、その後65歳になるまでの間に障がいの程度が2級以上になった場合は、請求月の翌月から年金を受けられます。ただし、65歳までに請求することが必要です。

◇年金額	1級	1,020,000円（年額）
	2級	816,000円（年額）
子の加算	第1子・第2子	各 234,800円
	第3子以降	各 78,300円

※子とは次の者に限ります。

- ・18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- ・20歳未満で障害等級1級または2級の障がい者

障害厚生年金

岩見沢年金事務所

岩見沢市9条西3丁目1番地
(電話0126-25-1570)

厚生年金保険の加入期間中に初診日のある病気やケガが原因で障がいの状態になった場合に支給される年金です。障がい程度が国民年金施行令で定める障害等級1～2級の方に対し、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

※厚生年金独自の給付として、1，2級に相当しない軽い障がいには「3級障害厚生年金」、さらに軽い障がいの場合一時金として「障害手当金」が支給される場合があります。

各種共済組合の障害年金

各共済組合

各種共済組合に加入している間の病気やケガが原因で、共済組合各法に定める障がい状態になった場合に支給される年金です。

特別障害者手当

地域福祉課地域福祉係

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に対して支給されます。本人が施設に入所しているとき、医療機関等入院しているとき、本人・配偶者・扶養義務者に一定の所得がある場合は支給されません。

◇対象者

- ①身体障害者手帳1～2級程度の障がい複数あり（※障がいの種類・程度によっては単独の障がいであっても該当になる場合もあります）常時特別の介護を必要とする方。
- ②知的、精神、血液、内臓の障がいなどにより①と同程度の状態にあり、常時特別の介護を必要とする方。

◇手当の月額 28,840円

障害児福祉手当

地域福祉課地域福祉係

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。児童が施設に入所しているとき、障がいを支給事由とする公的年金を受給できるとき、本人・配偶者・扶養義務者に一定の所得があるときは支給されません。

◇対象者

- ①身体障害者手帳1級程度及び2級の一部に相当する程度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする児童。
- ②療育手帳A判定に相当する程度の知的障がいにより、常時特別の介護を必要とする児童。
- ③精神、血液、内臓の障がいにより①、②と同程度の状態にあり、常時特別の介護を必要とする児童。

◇手当の月額 15,690円

こども未来課こども未来係

父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級１級相当）や、父母の離婚や死別で父または母と生計を同じくしていないなどの理由により１８歳（障がいがあるときは２０歳）未満の児童を監護している父または母や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。所得に応じて（父母または児童に対して支払われた養育費を含みます）支給制限があります。児童が福祉施設に入所している場合は支給されません。

◇手当の月額

児童1人のとき	45,500円
(一部支給	45,490円～10,740円)
2人目	10,740円～5,380円加算
3人目以降	1人につき 6,440円～3,230円加算

※手当月額は物価スライドにより改定されることがあります。

こども未来課こども未来係

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育する方に対し支給されます。児童が福祉施設に入所しているとき、障がいを支給事由とする公的年金を受給できるとき、受給者およびその家族に一定の所得があるときは支給されません。

◇対象児童

①身体障害者手帳1～3級程度および4級（一部）に相当する程度の障がいのある児童。（障がいの部位によって異なります。）

②療育手帳 A 判定および B 判定（一部）に相当する程度の障がいのある児童。

③精神、血液、内臓の障がいなどで①、②と同等の障がいのある児童。

※専用の診断書様式により申請し、北海道が認定します。

◇手当の月額

重度（１級）	55,350円
中度（２級）	36,860円

※手当月額は物価スライドにより改定されることがあります。

心身障がい者を扶養する保護者の方が生存中一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡したり重度障がいになった場合、残された障がい者に対し終身一定額の年金が支給されます。

◇心身障がい者の範囲

- ①知的障がい者
- ②身体障がい者（身体障害者手帳の障害程度が1級～3級に該当する方）
- ③精神または身体に永続的な障がいを有する方で、①、②と同等程度の障がいと認められる方。（例：精神病、脳性麻痺、自閉症、血友病、進行性筋萎縮症等）

◇加入資格

札幌市を除く北海道内に住所があり、生命保険に加入できる健康状態にある、65歳未満の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親族等）

◇掛金月額 9,300円～23,300円（加入時の年齢により異なります。）
※心身障がい者1人につき、2口まで加入できます。

◇年金月額 1口につき 20,000円



税金

以下の文章中の特別障がい者とは、身体障害者手帳の障害程度1～2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者をいい、その他の障がい者とは身体障害者手帳の障害程度3～6級、療育手帳B判定または精神障害者保健福祉手帳2～3級の障がい者をいいます。

確定申告時の所得控除

岩見沢税務署

岩見沢市2条東4丁目5-1

(電話22-0810)

納税義務者、控除対象配偶者または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告時の所得の金額から一人の障がい者につき特別障がい者は40万円、その他の障がい者は27万円が控除されます。また、同居の控除対象配偶者または扶養親族が特別障がい者の場合、さらに35万円控除されます。

市民税・道民税

税務課市民税係

納税義務者、控除対象配偶者または扶養親族が障がい者に該当する場合、所得の金額から一人の障がい者につき特別障がい者は30万円、その他の障がい者は26万円が控除されます。また同居の控除対象配偶者または扶養親族が特別障がい者の場合、さらに23万円控除されます。

※障がい者本人の合計所得金額が135万円以下の場合は非課税になります。

個人事業税

空知総合振興局課税課事業税間税係

岩見沢市8条西5丁目

(電話20-0050)

視覚障がいの方（両眼の視力の和が0.06以下）が、はり、あんま等の医業に類する事業を行っている場合は個人事業税が課税されません。また、障がい者で一定の所得金額以下であれば事業税額が減免されます。

相続税

岩見沢税務署

障がい者が相続により財産を取得した場合には、85才に達するまでの年数1年につき10万円（特別障がい者の場合は20万円）が税額から控除されます。

自動車取得税

空知総合振興局納税課収納管理係

(電話20-0056)

自動車税・軽自動車税減免の対象者と同じです。なお、自動車の取得状況等、減免の対象となる基準がありますので、申請の際はご確認ください。

自動車税・軽自動車税

—— 自動車税

空知総合振興局納税課収納管理係

(電話20-0056)

軽自動車税 税務課資産税係

障がい者本人あるいは障がい者と生計を同一にする方が、もっぱら障がい者のために運転すると認められる自動車の自動車税・軽自動車税が減免されます。なお、自動車税については、自動車の使用状況等、対象となる基準がありますので、申請の際はご確認ください。

◇対象者

1) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由		■	■	■	■	■	■
体幹不自由		■	■	■		■	
視覚障がい		■	■	■	■		
聴覚障がい			■	■			
平衡機能障がい				■		■	
音声機能障がい				■ ※			
上肢不自由		■	■	■			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	■	■	■			
	移動機能	■	■	■	■	■	■
心臓機能障がい		■		■	■		
腎臓機能障がい		■		■	■		
呼吸器機能障がい		■		■	■		
膀胱・直腸機能障がい		■		■	■		
小腸機能障がい		■		■	■		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		■	■	■	■		
肝臓機能障がい		■	■	■	■		

■が該当する範囲です。

注) 二つ以上の障がいの区分に重複して障がいを有する方は、個々の障がいの区分についていずれかが■の等級に該当することが必要です。

※喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、(身体障害者手帳に喉頭摘出による旨の記載がない場合は、福祉事務所長または総合振興局長の証明書を添付してください)

2) 知的障がいのある方

療育手帳の交付を受けている方

北海道立心身障害者総合相談所または児童相談所等で知的障がいがあると判定された方

3) 精神に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1～3級)

精神保健指定医の診断により精神に障がいがあると診断された方

4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

戦傷病者手帳の交付を受け、一定の範囲の障がいを有する方

※詳しくは空知総合振興局または市役所税務課へお問合せください。

1 バリアフリー改修工事による減額

新築されてから10年以上経過した住宅のうち、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を施し、かつ改修が完了してから3か月以内に申告したものに限り、床面積100㎡分までを限度として、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を1/3減額します。なお、他にも要件がありますので、申請の際はご確認ください。

2 熱損失防止（省エネ）改修工事による減額

平成26年4月1日以前から所在する住宅のうち、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定の熱損失防止（省エネ）工事を施し、かつ改修が完了してから3か月以内に申請したものに限り、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を床面積120㎡分までを限度として1/3減額します。なお、他にも要件がありますので、申請の際はご確認ください。

※ 新築住宅に対する減額措置等、すでに減額措置の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられませんが、バリアフリー及び熱損失防止（省エネ）改修工事に係る減額措置に限り重複用が可能です。



交 通

JR旅客運賃・バス運賃・乗合タクシー・航空運賃・地下鉄等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、列車・バス等を利用するときの料金が割引になります。利用の際は必ず手帳を携帯し、乗車券の購入または料金支払の際に係員へ手帳を提示してください。

※ 手帳所持者が12歳未満の場合は、通常のこども割引（小児運賃）と重複するため、本人は割引の対象になりません。（介護者のみ割引対象になります。）

区分	第1種の方	第2種の方	身体	療育	精神
JR 旅客運賃 (バスを除く)	・単独利用の場合 50%割引 (片道 101 km以上の普通乗車券のみ) ・介護者同伴の場合 障がい者・介護者(1名のみ) ともに50%割引 (普通乗車券、定期乗車券(小児は除く)、回数乗車券、普通急行券について)	・単独利用の場合 50%割引 (片道 101 km以上の普通乗車券のみ) ※定期乗車券については、12歳未満の障がい児と介護者が同伴で利用する場合に限り、障がい児・介護者(1名のみ)ともに50%割引	○	○	×
バス運賃	・単独利用の場合 50%割引 ・介護者同伴の場合 障がい者・介護者(1名のみ) ともに50%割引	・単独利用の場合 50%割引	○	○	△
	※定期乗車券、回数乗車券購入についても割引の対象となる場合があります ※精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方も割引の対象となる場合がありますので、各事業者へお問い合わせください。				
市民バス	・単独利用の場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 50%割引 ・介護者同伴の場合 障がい者 50%割引 介護者 全額免除		○	○	○
乗合タクシー	・上記市民バス割引に準じる		○	○	△
航空運賃	・単独利用の場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・介護者同伴の場合 障がい者・介護者(1名のみ)		○	○	○
	・割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、事業者や路線によって異なる場合があります。詳細は各航空運送事業者に確認してください。				

地下鉄・路面電車	福祉割引は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている方及びその介護者(1名)も同様に対象となります。 割引率は乗車料金の50%引きです。 ※詳しい内容は札幌市交通案内センターへお問合せください。	○	○	○
----------	--	---	---	---

※上記以外にもフェリー等で割引制度がある場合がありますので、各事業所へお問合せください。

JR通勤定期券の割引 ————— **こども未来課こども未来係**
 児童扶養手当の支給を受けている世帯は、JR 通勤定期乗車券を3割引で購入することができます。この場合、対象者はあらかじめ特定者用資格証明書の交付を受けることとなりますので、こども未来係へ申請してください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、または療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がタクシーに乗車した際、手帳の提示により乗車料金が1割引になります。

福祉タクシー料金助成 ————— **地域福祉課地域福祉係**

市内に居住する在宅の重度障がい者に対し、市内の営業用タクシーを利用する際の料金の一部を助成します。なお、常時車いす等を使用するため必要と認められる方については、リフト付タクシーも対象となります。(ただし、高齢者等移送サービスの対象者は除きます。)

◇対象者

- ①市、道民税が本人非課税であり、次のいずれかに該当する方
- ②身体障害者手帳の障がい程度が下肢または体幹機能障害の1、2級の方
- ③身体障害者手帳の障がい程度が視覚障害の1級の方
- ④療育手帳のA判定の方

◇助成方法

助成券を年間12枚交付します。(1枚につき基本料金分)

◇申請手続

身体障害者手帳または療育手帳と印鑑を持参して地域福祉係へ申請してください。

◇利用方法

身体障害者手帳、療育手帳を掲示して使用してください。
 ※障がい者本人が乗車している時以外は使用できません。

福祉有償運送

地域福祉課地域福祉係

行動援護または20歳未満の移動支援の障がい福祉サービスを利用するための移動の手段として、福祉有償運送事業者に登録することで利用することができます。利用料は移動距離と時間により変わりますが、営利とは認められない範囲の対価により、会員に対して行う個別の輸送サービスです。

◇対象者

- ①行動援護サービスを利用する知的障がい者(児)
- ②移動支援の障がいサービスを利用する知的障がい者(児)（20歳未満）

◇利用申込

福祉有償運送業者：居宅介護サポートセンター ぽすと
奈井江町字茶志内89番地8
(電話&FAX 0125-65-5175)

高齢者等移送サービス

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係

寝たきりの要介護高齢者および重度身体障がい者が、車いすや寝たきりのままでも移動ができるよう車両を確保し、適正な通院機会等を提供することを目的とします。

◇対象者

市民税が本人非課税であり、次のいずれかに該当する方

- 1) 要介護認定3～5に相当する方で、寝たきりの状態にあり一般車両での移動が困難な方
- 2) 重度の障がいのため寝たきり等の状態にあり、一般車両での移動が困難な障がい者・児
- 3) その他市長が特に必要と認めた方

※年間48回(月4回)を上限とします。ただし、透析治療中の方に限り、身体障害者手帳と自立支援医療(更生医療)受給者証又は特定疾病療養受療証・重度心身障がい者医療費受給者証のいずれかの提示により年96回(月8回)が上限となります。市内での利用が原則となり、1回の利用ごとに300円の自己負担がかかります。ご利用を希望される方は地域包括ケア推進係へ申請してください。

じん臓機能障がい者通院交通費補助

空知総合振興局社会福祉課

(電話 20-0105)

腎臓機能障がいや身体障害者手帳の交付を受けている方が、やむを得ない事情(市内に透析を行う医療機関がないなど)により市外の医療機関へ人工透析を受けるため通院される方に交通費の補助を行っています。所得等により補助の基準が定められていますので、詳しくは空知総合振興局社会福祉課へお問い合わせください。

在宅精神障がい回復者通所施設交通費助成 ——— 地域福祉課地域福祉係

在宅の精神障がい回復者が通所施設（就労支援事業所等）に通所する場合の交通費を助成します。助成額は、最も経済的な公共交通機関により通所する場合の往復運賃です。ただし、助成額は市内・市外を問わず1か月5千円を上限とします。

◇申請に必要なもの

申請書、通所事実証明書、請求書、印鑑（書類は地域福祉係にあります）

※精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持している方が該当。

※助成金については3か月ごとに申請者の口座に振込みますので、締切日までに申請書を提出してください。

- | | | | |
|----------|-------------|--------|--------------|
| ・4～6月分 | 申請締切日 7月10日 | ・7～9月分 | 申請締切日 10月10日 |
| ・10～12月分 | 申請締切日 1月10日 | ・1～3月分 | 申請締切日 3月31日 |

詳しくは地域福祉係へお問い合わせください。

特定疾患患者通院費助成 ——— 地域福祉課地域福祉係

北海道の要綱による「特定疾患医療受給者証」の交付を受け、難病治療のため市外の医療機関へ通院されている方（市・道民税本人非課税）に対し、交通費の一部を助成します。

◇助成額

JR 美唄駅から、通院先の医療機関のある最寄り駅までの距離

- 1) 片道50km未満の場合、年額 5,000円
- 2) 片道50km以上の場合、年額10,000円

◇申請手続

「特定疾患医療受給者証」、医療機関を証明できるもの（診察券など）、助成金を振り込む本人名義の銀行口座がわかるもの、印鑑を持参し、地域福祉係へ申請してください。

有料道路通行料金の割引 ——— 地域福祉課地域福祉係

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方が、自動車（営業用自動車は除く）で有料道路を利用する場合、料金が5割引になります。障がい者一人につき、1台の申請に限ります。ただし、自動車を保有していない場合や、事前登録された自動車以外を使用する場合も要件を満たせば割引が可能です。

◇対象者

- 1) 障がい者本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けた方

2) 介護者が運転する場合

第1種の身体障害者手帳または療育手帳（A判定）の交付を受けた方

◇申請方法

身体障害者手帳・療育手帳・登録する自動車の車検証（写し）、本人が運転する場合は運転免許証を持参し、地域福祉係へ申請してください。登録後、自動車を変更する場合も手続きが必要となります。また、ETCをご利用の方は、ETCカードとETC車載器の管理番号が記載されたものをご持参してください。

駐車禁止等除外指定車

美唄警察署

美唄市東1条北7丁目1-1

（電話 63-0110）

身体障害者手帳の交付を受けた方または知的・精神障がい者、戦傷病者で歩行が困難な方は、「駐車禁止等除外指定車標章」の交付を受けることができます。

◇対象者

視覚障がい	身体障害者手帳の障がい程度	4級以上
聴覚障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
平衡機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級
上肢障がい	身体障害者手帳の障がい程度	2級以上
下肢障がい	身体障害者手帳の障がい程度	4級以上
体幹機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
心臓・腎臓・呼吸器機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
肝臓機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
知的障がい	A判定	
精神障がい	1級	

その他、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢2級以上、移動機能2級以上）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（3級以上）、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方、戦傷病者（視覚・聴覚・平衡機能・体幹の方は特別項症の第4項症に該当する方で、それ以外の方は第3項症に該当する方）。

なお、平衡機能・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能の障がいについては「歩行が困難なことにより社会生活が制限されると認められる人」も含まれます。

◇申請手続

身体障害者等手帳（顔写真の確認できるもの）、印鑑、旧標章（過去に交付されている場合）を持参して美唄警察署へ申請してください。介護人が申請する場合は加えて申立書、続柄等を証明する書面が必要です。

補 助 金

身体障がい者自動車運転免許取得費補助 ————— 地域福祉課地域福祉係

身体障害者手帳の交付を受け、その障がい程度が1～4級の方が、社会参加の促進を目的として免許を取得する場合に費用の一部を助成します。教習開始前に相談、申請してください。

◇助成額（上限額） 100,000円
（取得に要した費用の2／3以内であり、10万円を限度額とする）

身体障がい者自動車改造費補助 ————— 地域福祉課地域福祉係

肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受け、その障がい程度が1～2級の方が、社会参加を目的として、自ら所有し運転する自動車の改造を行う場合に費用の一部を補助します。（所得制限があります）なお、改造後の申請は補助の対象となりませんので、事前にご相談ください。

◇助成額（上限額） 100,000円



福祉資金の貸付

生活福祉資金の貸付 ————— 美唄市社会福祉協議会 美唄市西3条南3丁目6-2 （電話 62-0770）

障がい者が生業を営むために必要な経費、就職するために必要な支度に要する経費、また就職に必要な知識、技能を習得するための経費等の貸付制度があります。

◇貸付を希望される方は、地区の担当民生委員に相談し申請してください。貸付には保証人が必要となります。その金額、その他詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。

その他の福祉制度

公共施設使用料金の減免

身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方、または、療育手帳の交付を受けた知的障がい者が以下の公共施設を利用する際、手帳の提示により使用料金が5割減額されます。

総合体育館	西5条南1丁目1-1	電話	62-6500
体育センター	西2条北4丁目1-1	電話	62-5776
温水プール「すい〜む」	西4条南1丁目4-7	電話	64-4522
サンスポーツランド美唄	東明町2区	電話	63-4573
野球場	東明町3区	電話	68-8660
陸上競技場	東明町3区	電話	62-5066
弓道場	西4条北2丁目2-22	電話	68-8059
*陸上競技場と弓道場は個人で練習する限りは無料です。			
郷土資料館	西2条南1丁目2-1	電話	62-1110

NHK放送受信料の減免

地域福祉課地域福祉係

◇全額免除

「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が、住居と生計を共にする世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合に、全額免除となります。

◇半額免除

1) 視覚・聴覚障がい者が世帯主であり、かつ受信契約者の場合に、半額免除となります。

2) 重度の障がい者（身体障がい者1・2級、知的障がい者A判定、精神障がい者1級）が世帯主であり、かつ受信契約者の場合に、半額免除となります。

◇申請手続

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑を持参し、地域福祉係で証明を受け、NHKに申請します。

NTT使用料金の優遇措置

NTT(株)
(電話 0120-104174)

◇電話番号案内の料金の減免

視覚障害（1～6級）、上肢・体幹等の肢体不自由（1～2級）、聴覚障害（2～4、6級）、音声機能・言語障害またはそしゃく機能障害（3～4級）の方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が電話番号案内を利用する際、料金が無料になります。

◇福祉クレジット通話

聴覚に障がいのある方が公衆電話を利用する場合、一般ダイヤル通話料金で利用できます。

携帯電話使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、携帯電話使用料が割引になります。携帯電話取扱店で手続きが必要です。詳しくは各種取扱店へお問い合わせください。

郵便料金の優遇措置

日本郵便(株)
美唄市西3条南2丁目1-1
(電話 63-3150)

◇青い鳥郵便葉書

重度の身体障がい者および重度の知的障がい者に対し、毎年申し出者1名につき20枚のはがきを無料で配布しています。
(受付期間は4月1日から5月31日まで)

◇盲人用郵便物

◇心身障がい者用ゆうメール

◇聴覚障がい者用ゆうパック、点字ゆうパック

などについての優遇措置があります。

※詳細につきましてはお近くの郵便局にお問い合わせください。



福祉用具

補装具の交付・借受け・修理

地域福祉課地域福祉係

身体障害者手帳の交付を受けた方、並びに難病患者等がその障がいを補うための用具として（補装具）の交付・借受け又は修理を行います。補装具の種類によっては、交付・借受けの際に道立心身障害者総合相談所の判定が必要になる場合があります。

◇補装具の種類

肢体不自由

義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、座位保持いす(児)、起立保持具(児)、排便補助具(児)、頭部保持具(児)、重度障がい者用意思伝達装置(言語機能も喪失された方)
※内部障がいにより歩行が困難な方はご相談ください。

視覚障がい

視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡

聴覚障がい

補聴器、人工内耳(音声信号処理装置修理のみ)

◇申請手続

身体障害者手帳（難病患者等の場合は、医師の診断書又は意見書など病名と状態がわかる書類）、申請書、印鑑、個人番号（マイナンバー）のわかるもの、指定業者の見積書等を持参し、地域福祉係へ申請してください。（指定医師の意見書が必要な場合もあります）障がい者本人とその配偶者及び障がい児は保護者の市民税の課税状況に応じて、月額上限負担額が設定されます。

※借受けによることが適当である場合は次の①～③に限りします。

- ①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③補装具の交付に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

※他法優先について

他の法律で補装具の交付（修理等）又は貸与を受けることができる方は、他法による申請を優先してください。主な他法は介護保険法や労働者災害補償保険法などです。

自助具の給付

地域福祉課地域福祉係

所得税非課税世帯に属する在宅重度身体障がい者（児）か概ね65歳以上の寝たきりの高齢者、及び住民税所得割が46万円以上の者がいない世帯に属する18才未満の軽度・中等度難聴児に対し、日常生活動作を補う用具を給付します。

◇給付品目

読書スタンド、ページめくり、ヘルプハンド、トイレ付ベッド、入浴用リフト、難燃性寝具、洗髪器、空気清浄機、ベッド用テーブル、トイレ用トランスファーボード（身障児者のみ）、簡易和式ギャッジ（高齢者のみ）、補聴器（軽・中等度難聴児のみ）

◇申請手続

身体障害手帳、印鑑、見積書を持参し、地域福祉係に申請してください。

日常生活用具の給付

地域福祉課地域福祉係

重度障がい者（児）、難病患者等に対し、日常生活が円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

	種 目	基準額 (円／単位当たり)	対 象 者	身 障 者	身 障 児	療 育 A	難 病
介護・訓練支援用具	★特殊寝台	154,000	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者、及び寝たきりの状態にある難病患者等	○	×	×	○
	★特殊マット	19,600	下肢又は体幹機能障がい 1 級の障がい者と 2 級以上の障がい児及び重度又は最重度の知的障がい者(児)、及び寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として 3 歳児以上 (常時介護を必要とする者に限る。)	○	○	○	○
	★特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障がい 1 級の障がい者(児)、及び自力で排尿できない難病患者等で、原則として学齢児以上 (常時介護を必要とする者に限る。)	○	○	×	○
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上 (入浴に当たって家族等他人の介助を要するものに限る。)	○	○	×	×
	★体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)、及び寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として学齢児以上 (下着交換に当たって家族等他人の介助を要するものに限る。)	○	○	×	○
	★移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)、及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等で、原則として 3 歳以上	○	○	×	○
	訓練いす	33,100	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい児で、原則として 3 歳以上	×	○	×	×

種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身障者	身障児	療育A	難病
訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい児、及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等で、原則として学齢児以上	×	○	×	○
★入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能障がい者(児)、及び入浴に介助を要する難病患者等で、原則として 3 歳以上 (入浴に介助を必要とする者)	○	○	×	○
★便器	4,450	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)、及び常時介護を要する難病患者等で、原則として学齢児以上	○	○	×	○
★手すり (便器に手すりを付けた場合))	5,400	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)、及び常時介護を要する難病患者等で、原則として学齢児以上	○	○	×	○
T 字状・棒状のつえ	3,000	平衡機能又は下肢、もしくは体幹機能障がい者(児)	○	○	×	×
★移動・移乗支援用具	60,000	平衡機能又は下肢、もしくは体幹機能障がい者(児)、及び下肢が不自由な難病患者等で、原則として 3 歳以上 (家庭内の移動において介助を必要とする者)	○	○	×	○
頭部保護帽	36,750	平衡機能または下肢、もしくは体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)、及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい者(児)・精神障がい 1 級の障がい者	○	○	○	×
特殊便器	151,200	上肢障がい 2 級以上の障がい者(児)、及び重度又は最重度の知的障がいで訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障がい者(児)、及び上肢機能に障がいのある難病患者等で、原則として 3 歳以上	○	○	○	○
火災警報器	15,500 (1 世帯 2 台限度)	2 級以上の身体障がい者(児)及び重度又は最重度の知的障がい者(児) (火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	○	○	○	×

自
立
生
活
支
援
用
具

	種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身 障 者	身 障 児	療 育 A	難 病
	自動消火器	28,700	2 級以上の身体障がい者(児)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)、及び難病患者等 (火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準する世帯)	○	○	○	○
	電磁調理器	41,000	視覚障がい 2 級以上及び重度又は最重度の知的障がい者(児)で 18 才以上の者 (盲人のみの世帯及びこれに準する世帯)	○	×	○	×
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	7,000	視覚障がい 2 級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	聴覚障がい者用 屋内信号装置	87,400	聴覚障がい 2 級の障がい者 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準する世帯で日常生活上必要認められる世帯)	○	×	×	×
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障がい 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う障がい者(児)で、原則として 3 歳以上	○	○	×	×
	●ネブライザー (吸入器)	36,000	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい者(児)、及び呼吸器機能に障がいのある難病患者であって、必要と認められる者で、原則として 3 歳以上 * 呼吸器障がい者以外は医師の意見書で判断する。	○	○	×	○
	●電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい者(児)、及び呼吸器機能に障がいのある難病患者であって、必要と認められる者で、原則として 3 歳以上 * 呼吸器障がい者以外は医師の意見書で判断する。	○	○	×	○
	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者	○	×	×	×
	盲人式体温計 (音声式)	9,000	視覚障がい 2 級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上 (盲人のみの世帯及びこれに準する世帯)	○	○	×	×
	盲人用体重計	18,000	視覚障がい 2 級以上の障がい者 (盲人のみの世帯及びこれに準する世帯)	○	×	×	×

	種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身 障 者	身 障 児	療 育 A	難 病
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	42,000	呼吸器障がい、心臓機能障がい者(児)であって、医療保険における在宅酸素療法を行っている者、又は人工呼吸器を装着している者	×	×	×	○
		157,500	人工呼吸器の装着が必要な難病患者で、かつ常時精密なデータ管理を必要とすると医師が器具の常備を認めた者	×	×	×	○
	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能もしくは言語機能障がい又は肢体不自由者(児)であって発声発語に著しい障がいを有する者で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	情報・通信支援用具 (障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト)	市長が必要と認めた額	上肢機能障がい又は視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上)の身体障がい者であって必要と認められる者	○	×	×	×
	点字器	10,400	視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として3歳以上	○	○	×	×
	点字タイプライター	63,100	視覚障がい2級以上の障がい者(児) (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	○	○	×	×
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (録音再生機)	89,800	視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (再生専用機)	36,750	視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	115,000	視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	視覚障がい者用拡大読書器	198,000	視覚障がい者(児)で、原則として学齢児以上 (本装置によって文字等を読むことが可能になる者)	○	○	×	×

	種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身 障 者	身 障 児	療 育 A	難 病
	盲人用時計	触読式	10,300	○	×	×	×
		音声式	13,300				
	聴覚障がい者用 通信装置		71,000	○	○	×	×
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	聴覚障がい者用 情報受信装置		88,900	○	○	×	×
	視覚障がい者用情報受 信装置		29,000	○	○	×	×
	人工喉頭		70,100	○	○	×	×
	福祉電話（貸与）		市長が必要と 認めた額	○	×	×	×
	ファックス（貸与）		7,700	○	×	×	×
	視覚障がい者用 ワードプロセッサ （共同利用）		1,030,000	○	○	×	×
	点字図書		市長が必要と 認めた額	○	○	×	×
排 泄	蓄便袋		8,600 (月額)	○	○	×	×
	蓄尿袋		11,300 (月額)	○	○	×	×

管 理 支 援 用 具	種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身 障 者	身 障 児	療 育 A	難 病
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸装具、 さらし、ガーゼ等衛生 用品)	12,000 (月額)	ストーマ造設者(児) 高度の排便機能障がい者(児) 高度の排尿機能障がい者(児) 脳原性運動機能障がい者かつ 意思表示困難者(児)で、原則と して3歳以上	○	○	×	×
	収尿器	8,500	排尿のコントロールが充分に できない高度の排尿機能障が い者(児)で、原則として3歳以 上	○	○	×	×
住 宅 改 修 費	★居宅生活動作補助用 具 移動を円滑にする用具 で小規模な住宅改修を 伴うもの ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の 円滑化等のための床 又は通路面材料の変 更 ④引き戸等への扉の取 替え ⑤その他上記の住宅改 修に付帯して必要と なる住宅改修 ※なお、給付は原則と して1回とする。	200,000	下肢、体幹機能障がい又は乳幼 児期以前の非進行性の脳病変 による運動機能障がい(移動機 能障がいに限る)を有する障が い者(児)であって障がい等級3 級以上、及び下肢又は体幹機能 に障がいのある難病患者等	○	○	×	○

★介護保険制度による給付・貸与が優先となります。

●呼吸器障がい者以外は医師の意見書が必要です。

◆学齢児とは・・・義務教育期

◆“これに準ずる世帯”とは・・・

①障がい者を除く世帯員が学齢児以下である世帯

②障がい者を除く世帯員が介護保険法に基づく介護認定により要介護
5と認定されている世帯

③障がい者を除く全ての世帯員又は障がい者のいずれかが同一敷地外で
別居している世帯

④週7日において日中障がい者のみとなる世帯（日中とは午前8時から
午後5時までの時間帯をいう。）

◇申請手続

日常生活用具給付等申請書、指定業者の見積書、身体障害者手帳（難病患者等の
場合は、医師の診断書又は意見書など病名と状態がわかる書類）、印鑑を持参し、
地域福祉係へ申請してください。また、障がい者本人とその配偶者及び障がい児
は保護者の前年度の所得額に応じて、月額上限負担額が設定されます。

車いすの貸し出し

地域福祉課地域福祉係

身体障がい者や高齢者の方で一時的に車いすを必要とする方に、無料で車いすの貸し出しをしています。期間は最長1か月程度です。

◇申請手続

申請する方の印鑑を持参し、地域福祉係へ申請してください。

緊急通報装置の設置

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係

緊急通報装置によりひとり暮らしの高齢者と受信センターとを電話回線で結ぶことで、火災、事故、急病その他緊急時の救護活動の適正化・迅速化を図ります。

◇対象者

次のいずれかに該当する方

- 1) 65歳以上のひとり暮らしの世帯
- 2) 75歳以上のみで構成される世帯
- 3) 日中は家族不在となる75歳以上の世帯
- 4) 重度身体障がい者のひとり暮らし世帯
- 5) 重度身体障がい者で75歳以上と同居する世帯

◇費用の負担

通報装置一式を設置します。市民税課税世帯の方は、設置時の工事費用の半額(約20,000円)、市民税非課税世帯の方は10,000円が自己負担となります。

◇申請手続

居住地区の民生委員を通すか、直接地域包括ケア推進係へ申請してください。

家族介護用品の支給

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係
地域福祉課地域福祉係

在宅で寝たきりの高齢者などを介護する家族に対し、紙おむつ(現物または給付券)を支給することで、家族介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的とします。

◇対象者

次のいずれかの人を介護している市民税非課税世帯の家族介護者

- 1) 介護保険の要介護度が要介護4、5の認定を受け、寝たきり等の状態でおむつを常時必要としている方
- 2) 特定疾患医療受給者証の交付を受け、おむつを常時必要としている方
- 3) 身体障害者手帳の障害程度が1～2級、または療育手帳A判定でおむつを常時必要としている方

◇申請手続

1) については

印鑑及び介護を受けている方の介護保険証を持参し、地域包括ケア推進係へ申請してください。

2) 3) については

印鑑及び特定疾患受給者証、または身体障害者手帳、または療育手帳を持参し、地域福祉係へ申請してください。

指定ごみ袋の支給

生活環境課環境係

障がいなどにより、紙おむつの支給を受けている方などに対して、指定ごみ袋（燃やせるごみ用）を支給することで、経済的負担の軽減を目的とします。

◇対象者

次のいずれかに該当する方

- 1) 美唄市重度障がい者等紙おむつ支給事業実施要綱により、紙おむつの支給を受けている方
- 2) 美唄市障がい者等日常生活用具給付等実施要綱により、紙おむつの支給を受けている方
- 3) 美唄市家族介護用品支給事業実施要綱により、紙おむつ等の支給を受けている市民税非課税世帯

◇申請手続

印鑑及び支給・給付決定通知書の写しを持参し、環境係へ申請してください。



くらしの援助

障害者総合支援法による福祉サービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。「障がい福祉サービス」を利用するためには障がい程度区分が必要です。（訓練等給付のみの場合は不要）

また、障がい児については、児童福祉法による通所支援があります。

障がい福祉サービス

<介護給付>

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 行動援護・同行援護
- 生活介護（デイサービス）
- 短期入所（ショートステイ）



障がい者・障がい児



補装具費の給付 →P20

自立支援医療

更生医療→P3

育成医療→P4

地域生活支援事業

- 移動支援事業
- 意思疎通支援事業
- 生活サポート事業
- 日中一時支援事業

居宅介護（ホームヘルプサービス）

地域福祉課地域福祉係
こども未来課こども未来係
（子育て支援センター内）

障がいのある方や難病患者等が日常生活に支障をきたしているとき、その世帯にホームヘルパーを派遣します。利用を希望する場合は、市に介護給付費の申請を行います。その後訪問調査を行い、障害者自立支援審査会で障害支援区分が決定されます。区分に応じ支給量を決定、受給者証の交付を受けましたら、指定事業者を選択し、契約後、サービスを利用することになります。児童は申請後、支給が決定し、受給者証の交付を受けましたら、指定業者を選択し、契約後、サービスを利用することになります。

◇サービスの内容

1) 身体の介護に関すること

- ア) 食事の介護
- イ) 排泄の介護
- ウ) 衣類着脱の介護
- エ) 入浴の介護
- オ) 身体の清拭および洗髪
- カ) 通院等の介助その他必要な身体介護

2) 家事に関すること

- ア) 調理
- イ) 衣類の洗濯及び補修
- ウ) 住居等の掃除
- エ) 生活必需品の買い物
- オ) 関係機関との連絡

3) 相談及び助言に関すること

- ア) 生活、身上および介護に関する相談並びに助言
- イ) その他必要な相談および助言

◇対象者

身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者、難病患者

※利用者本人と、扶養義務者の負担能力（課税状況により決定）に応じた利用者負担金がかかります。

行動援護

地域福祉課地域福祉係
こども未来課こども未来係
(子育て支援センター内)

知的障がい、精神障がい、または難病等により行動に著しい困難が有り、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。

同行援護

地域福祉課地域福祉係

視覚障がい、または難病等により、移動に著しい困難を有する障がい児・者に、外出時において、その障がい児・者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

生活介護（デイサービス）

地域福祉課地域福祉係

在宅の重度身体障がい児・者、または難病患者等へ通所によるデイサービスを提供することで、自立の促進、生活改善、身体機能の維持向上を図るとともに、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。利用を希望する場合は、市に介護給付費の申請を行います。その後訪問調査を行い、障害者自立支援審査会で障害支援区分が決定されます。区分に応じ支給量を決定、受給者証の交付を受けましたら、指定事業者を選択し契約後サービスを利用することになります。

◇サービス内容

- 1) 基本事業 ア)機能訓練 イ)更生相談 ウ)介護方法の指導 エ)健康指導
- 2) 入浴サービス
- 3) 給食サービス
- 4) 介護サービス
- 5) 健康指導

※利用者本人と、扶養義務者の負担能力（課税状況により決定）に応じた利用者負担金がかかります。また、給食サービス・入浴サービスの実費がかかります。

短期入所（ショートステイ）

地域福祉課地域福祉係
こども未来課こども未来係
（子育て支援センター内）

在宅で障がい児・者、または難病患者等を介護している家族が疾病等のため介護できない場合、一時的に（原則として7日間以内）施設に入所するものです。利用する場合は、市に介護給付費の申請を行います。その後障がい者の方には訪問調査を行い、障害者自立支援審査会で障害支援区分が決定されます。区分に応じ支給量を決定、受給者証の交付を受けましたら、指定事業者を選択し契約後サービスを利用することになります。児童は申請後、支給が決定し、受給者証の交付を受けましたら、指定業者を選択し契約後サービスを利用することになります。

◇対象者

身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者、難病患者

※利用者本人と、扶養義務者の負担能力（課税状況により決定）に応じた利用者負担金がかかります。また、施設により飲食物費等の実費がかかる場合もあります。

通所支援

こども未来課こども未来係（子育て支援センター内）

心身障がいや発達の心配がある児童に、専門的な指導や療育等、通所によるデイサービスを提供します。利用する場合は、市に申請を行い、指定障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成を依頼し、サービスの支給が決定しましたら、事業所を選択し、契約後サービスを利用することになります。

◇サービス内容

- 1) 児童発達支援
- 2) 放課後等デイサービス

◇対象者 18歳未満の身体障がい児、知的障がい児、発達に心配のある児童等

※利用者本人と扶養義務者に係る負担金について、美唄市は無料としています。
ただし、事業所等により教材費等の実費がかかる場合もあります。

移動支援

地域福祉課地域福祉係
こども未来課こども未来係
(子育て支援センター内)

屋外での移動に著しい制限のある障がい者・児、または難病患者等が外出する際に付き添いが必要な場合、ヘルパーによる支援を行います。利用する場合は、市に申請を行い、サービスの支給が決定しましたら、事業所を選択し、契約後サービスを利用することになります。

◇サービスの内容

利用の対象となる 外出の区分	外出先等	外出の目的等
社会生活上外出が 不可欠と認められ る場合	市役所、裁判所、警察署等 官公庁	権利または義務に関わる諸手続、相談等
	その他市長が特に必要と 認めるもの	別表第2に該当しないと市長が認める 外出に限る。
社会参加の観点から 日常生活上外出 が必要な場合	体育館、競技場、美術館、 動物園等	スポーツ、美術展等
	映画館、コンサート会場等	映画、コンサート等
	商店、デパート等	買い物
	理容院、美容院等	理容、美容、着付け等
	冠婚葬祭	結婚式、葬式等
	金融機関	預貯金の預入れ、引出し等
	障がい者を対象とした訓練、 研修、見学会	国、道または市主催の研修、講座、 訓練、見学等各種行事
	障がい者福祉大会	障がい者団体の主催する福祉大会等
	その他市長が特に必要と 認めるもの	別表第2に該当しないと市長が認める 外出に限る。

別表第2

利用の対象外となる 外出の区分	外出先等	外出の目的等
営業活動等経済的 活動に係る外出	会社、事業所等	通勤等
通年かつ長期にわたる 外出	高校、大学その他の学校、 通所施設等	通学、通所等
社会通念上本制度 を利用することが 適当でない外出	集会場、寺社等	布教等宗教活動、選挙運動等の政治 活動等
	競馬場、パチンコその他の 遊興場等	ギャンブル等
	その他公序良俗に反すると 市長が認めるもの	外出の目的を勘案して市長が決定する。

なお、利用者本人の負担能力（課税状況により決定）に応じた利用者負担がかかります（原則かかるサービス費用の1割）。また、ヘルパーの交通費等の実費も負担していただきます。

意思疎通支援

地域福祉課地域福祉係

聴覚、言語機能障がいのため、音声により意思疎通を図ることが困難な方が、日常生活や社会参加をおくるために意思疎通支援が必要な場合は、手話通訳者または要約筆記者等を派遣します。なお、利用される方に感染症の疑いがある場合や通訳者の入室制限がある場合等は、スマホやタブレット等のビデオ通話機能等を使用する遠隔サービスに切り替えることがあります。

派遣を希望する場合は、1週間前までに市に申請してください。申請は郵送またはFAX（62-1088）でも受け付けます。利用者負担金はありません。なお、遠隔サービスを利用する場合は事前登録が必要です。

声の広報の発行

美唄市社会福祉協議会

重度の視覚障がいの方（1～2級）を対象として、広報誌「メロディー」等の朗読をテープに録音し発行しています。社会福祉協議会へ申請してください。

生活サポート

地域福祉課地域福祉係
こども未来課子ども未来係
（子育て支援センター内）

日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがある障がい者・児に対し、ヘルパー等を派遣し、生活及び家事援助を行います。（ただし、障がい福祉サービスの居宅介護・生活介護受給者を除く）利用する場合は、市に申請を行い、サービスの支給が決定しましたら、事業所を選択し、契約後サービスを利用することになります。

◇サービスの内容

1) 身体の介護に関すること

- ア) 食事の介護
- イ) 排泄の介護
- ウ) 衣類着脱の介護
- エ) 入浴の介護
- オ) 身体の清拭および洗髪
- カ) 通院等の介助その他必要な身体介護

2) 家事に関すること

- ア) 調理
- イ) 衣類の洗濯及び補修
- ウ) 住居等の掃除および整理整頓
- エ) 生活必需品の買い物
- オ) 関係機関との連絡
- カ) その他必要な家事

3) 相談及び助言に関すること

- ア) 生活、身上および介護に関する相談並びに助言
- イ) その他必要な相談および助言

なお、利用者本人の負担能力（課税状態により決定）に応じた利用者負担がかかります（原則かかるサービス費用の1割）。

日中一時支援

地域福祉課地域福祉係
こども未来課こども未来係
(子育て支援センター内)

障がい者・児、または難病患者等を一時的に預かり、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行います。なお、利用者本人の負担能力(課税状況により決定)に応じた利用者負担がかかります(原則かかるサービス費用の1割)。

相談支援

地域福祉課地域福祉係

障がい児・者、または難病患者等の福祉に関する諸般の問題について、当事者、保護者等からの相談に応じて必要な情報提供や助言のほか、障がい福祉サービスの利用支援や虐待の防止及びその早期発見に向けた関係機関との連絡調整、障がい者等の権利養護のための援助なども行います。なお、市では下記の相談事業所に業務を委託しています。

相談受付	医療法人 心代会 相談支援事業所 こもれび (美唄市障がい者基幹相談支援センター)
住 所	美唄市西2条南2丁目4番20号
電話番号	080-2871-0261
開設日時	原則通年 午前9時00～午後5時00分

計画相談支援

地域福祉課地域福祉係

障がい者・児、または難病患者等の心身の状態、生活環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」の作成とサービスの利用状況を確認する「モニタリング」を行い、きめ細やかなケアマネジメントに取り組んでいます。

事業所名	社会福祉法人 美唄市社会福祉協議会 美唄市障がい者相談支援センター「いんくる」
住 所	美唄市西3条南3丁目6番2号
電話番号	66-2323 ファックス 62-6996
事業所名	相談支援事業所 あかり
住 所	美唄市東6条南1丁目3番6号
電話番号	38-5355 ファックス 38-5316

障がい者相談員

地域福祉課地域福祉係

地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談等に応じ、必要な助言を行う相談者として、次の方が北海道知事より委嘱を受け地域相談員として活動しています。

北村節子	美唄市東5条北4丁目7-18	電話	62-2457
佐藤英子	美唄市東5条北6丁目4-9	電話	63-0393

※毎月15日（土日祝日の場合は前日）の13:00～16:00まで、総合福祉センターに相談窓口を開設しています。

こころの健康相談

岩見沢保健所健康推進課健康支援係
美唄市社会福祉協議会

こころの健康や疾患について悩んでいるご本人や家族等からの相談を受けています。

◇岩見沢保健所 電話相談、来所相談（保健師や精神神経科が対応します）
日 時 月～金曜日（祝祭日を除く） 9:00～17:00
電話番号 20-0122（来所の場合は事前に電話で連絡してください）

◇美唄市社会福祉協議会 来所相談（臨床心理士が対応します）
日 時 2か月に1回（開催月 当月広報誌メロディに日時記載）
電話番号 62-0770（事前に電話予約してください）

※岩見沢保健所では、他に統合失調症・高次脳機能障がい・ひきこもりなどの学習会や家族同士の交流会を開催しています。

成年後見制度利用支援

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係
地域福祉課地域福祉係

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、社会で経済的不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、成年後見制度があります。利用するには家庭裁判所に申立てをしなければなりません。申立てる人がいない、費用が心配な場合はご相談ください。申立て及び申立てにかかる費用、後見人等の報酬について支援します。

◇申立て支援の対象者

支援が必要な方で、かつ、配偶者もしくは二親等内の親族がいない方、またはこれらの親族がいても音信不通の状態にある方で、市長が本人保護のために申立てを行うことが必要と認めた方。

◇費用・報酬等支援の対象者

補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある方。

※ その他にも要件がありますので、詳しくはお問合せください。

こども療育広場（通称てらん広場）

こども未来課こども療育広場
（子育て支援センター内）

こども療育広場（てらん広場）はことばや心身の発達が気になる小学校就学前までのお子さんが保護者と一緒に通園し、基本的生活習慣の自立や、集団生活への参加をめざして、遊びや訓練などを行っています。美唄市子育て支援センター内にあるこの施設は、週5日開設しており、専門スタッフが指導にあたっています。

◇開設日 個別指導日 月～金 9：00～17：00

間口除雪

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係

高齢者および身体障がい者で構成される世帯が居住する住宅で、道路除雪作業後の残雪処理（間口除雪）が困難な世帯を支援します。

◇対象世帯

市が実施する除雪路線（歩道除雪路線を除く）に面する一戸建て住宅等に居住している世帯で、自力で除雪作業が困難と認められる次のいずれかの世帯

- 1）70歳以上で構成される世帯
- 2）身体障がいの程度が1級または2級の重度身体障がい者のみで構成される世帯
- 3）70歳以上の方と重度身体障がい者で構成される世帯
- 4）市長が必要と認めた世帯

◇申請手続

申込期間は10月の広報誌でお知らせします。申請後、サービス利用の可否を通知します。

※ 利用負担金が必要です。（市民税課税、非課税等により異なります）

福祉除雪

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係

体力的にも経済的にも除雪が困難な高齢者、身体障がい者等の世帯に対し、住宅の屋根の雪下ろしおよび窓周りの除雪を行います。

◇対象世帯 市民税非課税世帯の人で、次のいずれかに該当する世帯

- 1) おおむね65歳以上の単身高齢者世帯または夫婦世帯
- 2) 重度肢体不自由者または視覚障がい者で単身世帯もしくは15歳以下のみの子との世帯
- 3) 寡婦病弱者で単身世帯または15歳以下のみの子との母子世帯
- 4) 市長が認めた世帯

◇申請手続

事前に申請受付はしていませんので、雪が多く積もりしだい地域包括ケア推進係へ申請してください。

配食サービス

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係

高齢者や身体障がい者で、心身虚弱等のため食事のまかないが困難な方に対し定期的な配食（1食400円で、月曜から土曜の夕食）と併せて安否確認を行います。

※利用に際しては、訪問による調査のうえ決定します。詳しくは地域包括ケア推進係へお問い合わせください。



社会復帰のために

美唄市地域活動支援センター

障がい者・児の地域生活支援のため、創作的活動や生産活動などの機会の提供や社会との交流促進などの場として地域活動支援センターがあります。センターを利用する場合は、下記 NPO 法人美唄のぞみ会に直接ご連絡ください。

◇NPO法人美唄のぞみ会（市内施設マップ⑥）

美唄市西4条南1丁目3-24 電話 64-3905

活動内容等

黒板消し組み立て、総合福祉センター清掃、会話、家事、生活マナーの指導、スポーツ、レクリエーション、地域活動への参加など

美唄つばさの会

健康推進課健康推進係
（保健センター内）

精神疾患を抱える方（主に統合失調症）を対象に、同じ病気を持つ仲間と出会い、気軽に集まれる場所として月に1回活動しています。参加ご希望の方、関心のある方は下記保健センターまでお問合せください。

◇美唄つばさの会（市内施設マップ④）

美唄市西3条南3丁目6-3（保健センター内） 電話 62-1173

活動内容等

語り合い、レクリエーション、調理体験、市内施設見学など

職業訓練

障がい者の、職業的自立を図るための訓練施設があります。

◇国立北海道障害者職業能力開発校

砂川市焼山60番地

電話 0125-52-2774

障がい者が、その適性に応じた職種についての知識・技術を身につけ、就業の自立を図ることを目的としています。総合ビジネス科、建築デザイン科、プログラム設計科、CAD 機械科、総合実務科があります。

◇国立函館視力障害センター

函館市湯川町1丁目35-20

電話 0138-59-2751

視覚障がい者の就労移行支援(あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成)や、自立訓練(社会生活上必要な技術を身に付け、能力の向上を図る)、施設入所支援を行い、障がい者の自立を支援することを目的とした指定障害者支援施設です。

※入所要件、入所案内については各施設か地域福祉係へお問合せください。

職業安定所の活用

岩見沢公共職業安定所

公共職業安定所では、障がいを持つ方の雇用の促進や職場定着のためさまざまな雇用対策を行っています。

◇職業訓練、職場適応訓練の指示

職場定着指導、身元保証制度、就職資金貸付制度

企業への求人条件緩和指導による障がい者対象求人の確保

空知障がい者就業・生活支援センター「くわ」との連携等

※ 詳しくは岩見沢公共職業安定所(22-3450)へお問合せください。また、一般雇用については、美唄市ふるさとハローワーク～ジョブガイドびばい～(63-2195)でもご相談を受け付けています。

空知障がい者就業・生活支援センター「くわ」

岩見沢市7条東13丁目22番地3

電話 0126-35-7763

FAX 0126-35-1205

Eメール kuwa@dofukuji.or.jp

就職活動や仕事を長く続けて行くためのサポート、就労している日々の生活面の悩みを関連機関(労働・教育・保健・福祉・行政機関)と連携をはかりながら、地域での自立した就労生活を目指し継続的に支援しています。

◇相談方法

電話、Eメール、FAX、来所、家庭訪問、職場訪問、機関訪問など。

※来所、訪問を希望される方はできるだけ事前に連絡してください。

◇相談受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで

※土・日・祝・時間外希望の方は事前に連絡が必要です。緊急の場合はメッセージを確認したスタッフが折り返しご連絡し、相談に応じます。

◇知的障がい児施設

知的障がい児を保護し、独立自活に必要な知識技能（生活指導、職業指導等）を身につけることを目的とする施設。美唄市には次の施設があります。

美唄学園（市内施設マップ⑭）

美唄市東7条南2丁目2番4号

電話 62-5353

◇通所支援施設

心身障がいや発達の心配のある児童に、専門的な指導や療育等通所によるデイサービスを提供します。

・児童発達支援

ひかり（市内施設マップ②）

美唄市東6条南1丁目3番6号

電話 35-7135

ひかり美唄西（市内施設マップ③）

美唄市西4条南6丁目1番17号

電話 35-4933

クオレ美唄（市内施設マップ④）

美唄市東4条北5丁目1番11号

電話 35-1175

・放課後等デイサービス

ひかり（市内施設マップ②）

美唄市東6条南1丁目3番6号

電話 35-7135

ひかり美唄西（市内施設マップ③）

美唄市西4条南6丁目1番17号

電話 35-4933

クオレ美唄（市内施設マップ④）

美唄市東4条北5丁目1番11号

電話 35-1175

【 日中活動の場 】

◇生活介護（デイサービス）

施設において入浴、排泄及び食事などの介護、創作的活動の機会の提供を行います。（施設入所者のみならず、通所者も利用可能）

ライフサポート美唄（市内施設マップ⑬）

美唄市東7条南2丁目1番2号

電話 63-4268

美唄光生園（市内施設マップ⑭）

美唄市光珠内町東山

電話 63-2220

パシオ（市内施設マップ⑮）

美唄市東7条南4丁目1番1号

電話 63-3575

◇就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設。

爽やかネットワーク（市内施設マップ⑫）

美唄市東7条南2丁目1番1号

電話 64-4380

◇就労継続支援A型（雇用型）

一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けて支援する施設。

南美唄福祉工場（市内施設マップ⑯）

美唄市南美唄町西町

電話 64-2261

◇就労継続支援B型（非雇用型）

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行う施設。

爽やかネットワーク（市内施設マップ⑫）

美唄市東7条南2丁目1番1号

電話 64-4380

サポートステーション・ステップ（市内施設マップ⑧）

美唄市西3条南2丁目1番12号

電話 66-1133

ピパのぞみ（市内施設マップ⑥） 美唄市西4条南1丁目3-24	電話 64-3905
パシオ（市内施設マップ⑮） 美唄市東7条南4丁目1番1号	電話 63-3575
シパング（市内施設マップ⑩） 美唄市大通西1条南3丁目1-2	電話 38-4442
ピークス（市内施設マップ⑮） 美唄市東5条北11丁目1-6	電話 35-1211
ジェニアル空知（市内施設マップ⑰） 美唄市大通東1条南5丁目4番25号	電話 35-5831

【 住まいの場 】

◇グループホーム

地域のアパートや一戸建て住宅などで、何人かの障がい者が一定の経済的な負担をしながら共同生活する施設。同居、または近隣に居住する世話人により、食事の提供や健康管理などの援助や相談が行われます。

※市内には37箇所の知的障がい者のグループホームがあります。
お問い合わせは、北海道光生会地域生活支援センター（爽やかネットワーク内）
電話 66-1177へ

◇施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

爽やかネットワーク（市内施設マップ⑫） 美唄市東7条南2丁目1番1号	電話 64-4380
ライフサポート美唄（市内施設マップ⑬） 美唄市東7条南2丁目1番2号	電話 63-4268
美唄光生園（市内施設マップ⑱） 美唄市光珠内町東山	電話 63-2220
パシオ（市内施設マップ⑮） 美唄市東7条南4丁目1-1	電話 63-3575

各種窓口

◎美唄市役所

美唄市西3条南1丁目1-1

電話 62-3131 (代表)

FAX 62-1088

◇子育て支援センター「はみんぐ」

美唄市西3条南2丁目4-1

電話 62-3147

FAX 62-1088 (市役所経由)

◇保健センター

美唄市西3条南3丁目6-3

電話 62-1173

◇恵風園・恵祥園

美唄市峰延町公園

電話 63-4200

FAX 63-4210

◇地域包括支援センター

美唄市西3条南1丁目1-1 (市役所内)

電話 68-8297

◇空知障がい者就業・生活支援センター

「くわ」

岩見沢市7条東13丁目22番地3

電話 35-7763

FAX 35-1205

○美唄市社会福祉協議会

美唄市西3条南3丁目6-2

電話 62-0770

FAX 62-6996

○美唄警察署

美唄市東1条北7丁目1-1

電話 63-0110

○日本郵便(株)美唄郵便局

美唄市西3条南2丁目1-1

電話 63-3150

○JR 美唄駅

美唄市東1条南3丁目3-1

電話 63-3074

○美唄市ふるさとハローワーク

美唄市西2条南2丁目5-1

電話 63-2195

○空知総合振興局

岩見沢市8条西5丁目

電話 20-0200 (総合案内)

電話 20-0111 (障害者福祉)

○北海道岩見沢保健所

岩見沢市8条西5丁目

電話 20-0100

○岩見沢児童相談所

岩見沢市鳩が丘1-9-16

電話 22-1119

○北海道立心身障害者総合相談所

札幌市中央区円山西町2丁目1-1

電話 011-613-5401

FAX 011-613-4892

○岩見沢年金事務所

岩見沢市9条西3丁目1番地

電話 38-8001

○岩見沢税務署

岩見沢市2条東4丁目5-1

電話 22-0810 (代表)

障がい福祉のあんない 市内施設マップ

沼の内町南



- | | |
|------------------------|------------|
| ①美州市役所 | ⑮パシオ |
| ②地域包括支援センター | ⑯南美唄福祉工場 |
| ③子育て支援センター「はみんぐ」 | ⑰恵風園・恵祥園 |
| ④保健センター | ⑱美唄光生園 |
| ⑤美唄市社会福祉協議会 | ⑲ＪＲ美唄駅 |
| ⑥ビバのぞみ | ⑳美唄警察署 |
| ⑦美唄市ふるさとハローワーク(コアビバイ内) | ㉑マ〜チ |
| ⑧サポートステーション・ステップ | ㉒ひかり |
| ⑨美唄郵便局(株) | ㉓ひかり美唄西 |
| ⑩シパング | ㉔クオレ美唄 |
| ⑪北海道光生会 地域生活支援センター | ㉕ピークス |
| ⑫爽やかネットワーク | ㉖おれんじカフェびば |
| ⑬ライフサポート美唄 | ㉗ジェニアル空知 |
| ⑭美唄学園 | |

市役所周辺拡大



峰延町



光珠内町

